

精神科主治医にできる 患者さんの子育て・子どものサポートマップ

患者さんにお子さんがいたらご活用ください
主治医の気づきから支援がひろがります

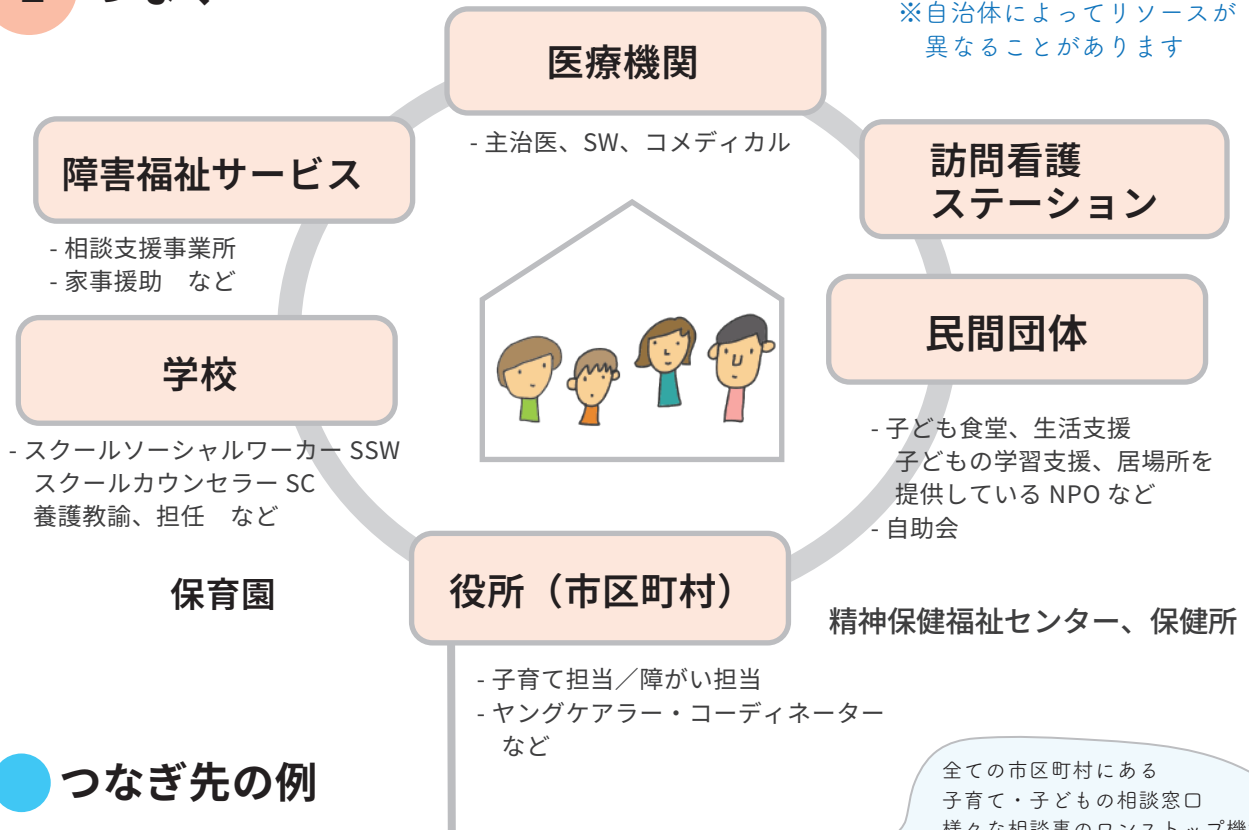


1 気づく・話題にする



「精神疾患をかかえながら
子育てしている親のみなさんへ」
患者さんで見られる & 患者さんに渡せるシートあり

2 つなぐ



つなぎ先の例

① 医療機関
SW

② こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ
児童福祉分野と母子保健分野が一体的に相談支援を行う機関（2024.4～）

全ての市区町村にある
子育て・子どもの相談窓口
様々な相談事のワンストップ機能

保健センター機能
児童相談所とも協働

市区町村 電話：

こども家庭センター 住所：



主治医の先生から申し送って
いただくと、その後の支援
がうまくいきやすいです

3 ピンチ（養育困難や虐待など）のときの協力、連携 お願いします

※要保護児童対策地域協議会（通称：要対協）
ようたいきょう

虐待や非行があるなど要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成されるネットワーク（児童福祉法による、ほぼすべての市区町村に設置されています）。参加者には守秘義務が課されているため、機関の守秘義務をこえて情報の共有が可能です。

チームクリフ
イラストるすあは



主治医の気づきシート・担当患者さんの子ども編

主治医の気づきが
患者さんの子どもの
支援につながります

以下のような希望、ニーズがある可能性はありませんか？

精神疾患をかかえる親といっしょに暮らしている子どもが
自由に好きなことにチャレンジできるために、暮らしをささえる仕組みがあります

**自分の好きな活動で
息ぬきがしたい** C1



育つ権利
(休む権利・遊ぶ権利)

- ・学校での部活動
- ・児童館、プレーパーク
- ・子どもの居場所事業 ほか


世話をしてほしい C2
家族の世話・家事 etc



育つ権利
(休む権利・遊ぶ権利)

- ・家事援助（ヘルパー）
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・通院等介助
- ・自治体独自の配食、宅食サービス
- ・子ども食堂、フードパントリー ほか

**家以外の場所に
一時的に宿泊したい** C3



育つ権利
(休む権利・遊ぶ権利)
個人の尊厳

- ・子育て短期支援事業
- ・子どもシェルター
- ・休日夜間緊急支援事業
- ・一時保護所、児童養護施設
(児童相談所を経由した保護) ほか


**自分の話を
きいてほしい** C4



参加する権利
(意見表明権)

- ・スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー
- ・こども家庭センター
- ・こどもの人権 110 番
- ・ピアサポートの場
(対面 / オンライン) ほか


**生活に必要なものを
そろえたい** C5



生きる権利
(生活保障)

- ・就学援助
- ・社会福祉協議会の総合相談
(生活福祉資金の貸付ほか)
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・生活保護 ほか


**勉強を教えてほしい
進路、進学を応援してほしい
自由に学びたい** C6



発達する権利
学ぶ権利

- ・担任、小中学校での学習支援
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・学習支援事業（生活困窮者向け、
ひとり親家庭向け等）
- ・教育センター、フリースクール
- ・地域若者サポートステーション ほか

**親の病気のことや対応
について知りたい** C7



学ぶ権利

- ・主治医、病院 SW
- ・精神保健福祉センター
- ・ヤングケアラー支援団体、当事者団体
- ・民間団体の情報サイト 絵本 ほか

こども家庭センター

全ての市区町村にある子育て・
子どもの相談窓口です。

※サービスによって受付窓口
が異なります。自治体によっ
てサービスの提供内容や利用
条件が異なることがあります。

メモ欄 (お子さんの名前、学年ほか)

.....

.....

.....

.....

.....

記入日 年 月 日



精神疾患をかかえながら子育てしている親のみなさんへ



自分らしい親でありたい、という願いを
かなえる仕組みがあります

親をすることは大変な取り組みです
あなたがのぞむことはありますか？

安心して子どもに向き合うために

家事を手助けして ほしい

P1



自立生活、
地域社会への
包容の権利

- ・家事援助（ヘルパー）
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・通院等介助
- ・自治体独自の配食、宅食サービス
- ・子ども食堂、フードパントリー ほか

お金のやりくりを ささえてほしい

P2



自立生活、
地域社会への
包容の権利

- ・就学援助
- ・社会福祉協議会の総合相談
（生活福祉資金の貸付ほか）
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・生活保護 ほか

子どもとのうまい かかわり方を学びたい

P3



個人の尊厳

親の養育責任をひきうけたい

- ・親子関係形成支援事業
- ・子育て短期支援事業
（ショートステイ） ほか

親のあなたに保障されている権利です

自分の心と体を守るために

子どもとはなれて 自分の心と体を立て直したい

P4

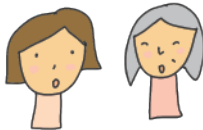


個人の尊厳

- ・子育て短期支援事業
（子どもショートステイ）
- ・一時預かり事業（一時保育）
- ・子育て短期支援事業
（トワイライトステイ） ほか

子育てのなやみ・ しんどさをきいてほしい

P5



個人の尊厳

- ・こども家庭センター
- ・地域子育て相談機関（保育所等に併設）
- ・育児支援ヘルパー

どこに相談したら よいか教えてほしい

P6



個人の尊厳
参加する権利

- <子育て全般>
- ・こども家庭センター
- <メンタルヘルス不調で生活に困りごと>
- ・市町村の基幹相談支援センター
- ・市町村の就業、生活支援センター ほか



いっしょに考えてくれる人

病院の「ソーシャルワーカー」

市区町村「こども家庭センター」

電話： 住所：

このなかにはないけど
こんなぞみがある

記入日 年 月 日

※サービスによって受付窓口が異なります。
自治体によってサービスの提供内容
や利用条件が異なることがあります。

具体的な制度やサービス・窓口の情報→
チームクリフ「権利から考えるリソースマップ」を改編・イラストぶるすあるは

